

滋賀県都市計画区域再編指針

平成19年3月

滋 賀 県

滋賀県都市計画区域再編指針

目次

- 1．指針策定の背景（P 1）
- 2．基本的な考え方（P 2）
- 3．都市計画区域とすべき地域の方針（P 3）
- 4．滋賀県都市計画区域再編の全体検討フロー（P 4）

1 . 指針策定の背景

滋賀県（以下本県とする）では都市計画法（昭和 43 年法律）施行以来、県内 50 市町村のうち 46 市町村（市町村数はいずれも当時）の全域又は一部において 12 の都市計画区域を指定し、琵琶湖を除く県土の約 59%の地域において都市計画行政を行ってきた。また、そのうち大津湖南、近江八幡八日市、彦根長浜および甲賀広域の 4 都市計画区域は区域区分を定め、基本的には複数の市町から構成する広域的な都市計画区域を指定し運用してきた。

本県では昭和 30 年前後に市町村合併が行われて、昭和 43 年に 50 市町村になり、約 35 年が経過したが、平成 12 年に施行された「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき市町村合併が進展し、平成 16 年 10 月に野洲市、湖南市及び甲賀市の 3 市が、平成 17 年 1 月に高島市が、さらに平成 17 年 2 月には東近江市及び米原市が、それぞれ合併により誕生している。これらの市町村合併の進展に伴い、平成 17 年度末に 26 市町となった。

本県では、他都道府県に比べ比較的広域的な枠組みで都市計画区域を指定しているが、これらの市町村合併は都市計画区域にまたがって実施されているため、新市の都市政策と都市計画の考え方の間に、枠組みとしての齟齬が生じることになる。また、市町村合併した甲賀市等では、区域区分の有無の異なる都市計画区域にまたがっているため、新市の区域を同じ都市計画区域にしようとする、区域区分の有無の見直しが必然的に生じることになる。

このように、現在の都市計画区域の枠組みと市町村合併の枠組み、さらに近年における通勤・通学等のつながりに基づく生活圏は必ずしも一致していない状況にあり、全県的な視点で一定の範囲（圏域）毎に都市計画区域の再編について検討する必要がある。本県では昭和 40 年代に都市計画区域を広域再編して以来、ほとんど変更が行われていない。このため、本県における都市計画区域の再編にあたっては、単に市町村合併の動向だけでなく、この間の社会・経済の状況の変化等も踏まえて、今後の本県のバランスのとれた秩序ある発展と、都市の活力の維持を念頭に置くことが重要である。

本指針は、「都市計画区域再編の指針に関する基本的な考え方」（第 142 回滋賀県都市計画審議会答申（平成 17 年 3 月 28 日））を踏まえて、本県における望ましい都市計画区域及び区域区分の指定のあり方、その基準について示すものである。

2 . 基本的な考え方

本指針を示すにあたり、本県における地域特性や本県を取り巻く状況を考慮した上で、次の3つを基本事項として定め、以降の指針における根幹とすべき考え方とする。

(1) 広域的な都市計画の枠組みを維持・充実させること

本県では、現在まで広域的な都市計画区域を基本に都市計画行政を行ってきた。

近年の交通体系の整備による住民の生活圏域の広域化とともに、琵琶湖をはじめとする環境保全のための流域圏による取り組み等、市町村の行政単位を越えた枠組みで捉えるべき課題が増加している。さらに、県内においては広域交通体系に関わるプロジェクトが計画されており、今後とも生活圏域等の広域化がより一層進展するものと考えられ、これらの課題に対応するため、広域的な都市計画の枠組みを今後も維持・充実させることが必要である。

また、市町村合併により市の範囲も広域化しており、このような市町村合併による課題への対応や合併を行っていない市町への対応を図るために、都市計画としての必要な広域的枠組みを設定することが重要である。

これらの広域的な交通プロジェクトの影響範囲や市町村合併に伴い既存の都市計画区域と一体性が強まる地域では、速やかに都市計画区域の指定の検討を行うことが必要である。

また、地域の実情に応じて準都市計画区域として指定の検討も必要である。

(2) 区域区分制度を維持・活用すること

本県では、これまでも区域区分制度を活用し、都市的土地利用を市街化区域に誘導することにより、農林漁業を含む自然的環境と調和のとれた生活・産業基盤の整備を図ってきた。本県は今後とも地域振興対策による多くの都市的土地利用需要が想定される。このため、これまでの区域区分制度の運用による土地利用調整機能を評価するとともに、今後とも区域区分制度を維持・活用し、自然環境と調和のとれた発展を図っていくことが重要である。

(3) 都市計画の枠組みと市町村合併との整合性を保つこと

都市計画行政の多くは市町村が主体となっていて行われており、住民に身近な自治体として市町村の果たすべき役割は大きい。

このようなことから、都市計画の担い手である市町村が有効に機能するような枠組みを考慮すべきであり、特に市町村合併により新たに生じる市の区域を枠組みの基礎単位として捉えることが重要である。

なお、市町村合併により市の範囲が拡大し、新たに都市計画制度の運用が必要となる市域では、用途地域の指定や地区計画制度等の活用を検討することが必要である。

3 . 都市計画区域とすべき地域の方針

都市計画区域とすべき地域は、当該区域の全てにおいて都市的な土地利用を想定すべきものでなく、都市的な土地利用と農林漁業的土地利用を含む自然的土地利用との健全な調和を図るため、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域に行うものであり、昭和 48 年当時から比べ、生活圏の広域化の進展や都市計画区域外であった中山間地域においても主要な交通施設の整備が一定程度充足してきたことを念頭におく必要がある。

都市計画区域の指定にあたっては、現在の範囲を最小限維持しながら、可能な範囲で県下全域を都市計画区域とすることを視野に入れ、また、人の移動、文化や情報の交流、環境問題等も含めた持続可能に発展する社会の実現や、他の法制度の指定状況を把握し、土地利用規制の実態を即地的に検証するとともに、基礎調査等の結果などにより人口、産業、土地の需要予測などの都市的土地利用の状況や推移を把握しつつ、都市計画区域とすべき地域の判断を行う。特に、市町村合併により新たに市の区域となった地域は、検討が必要である。

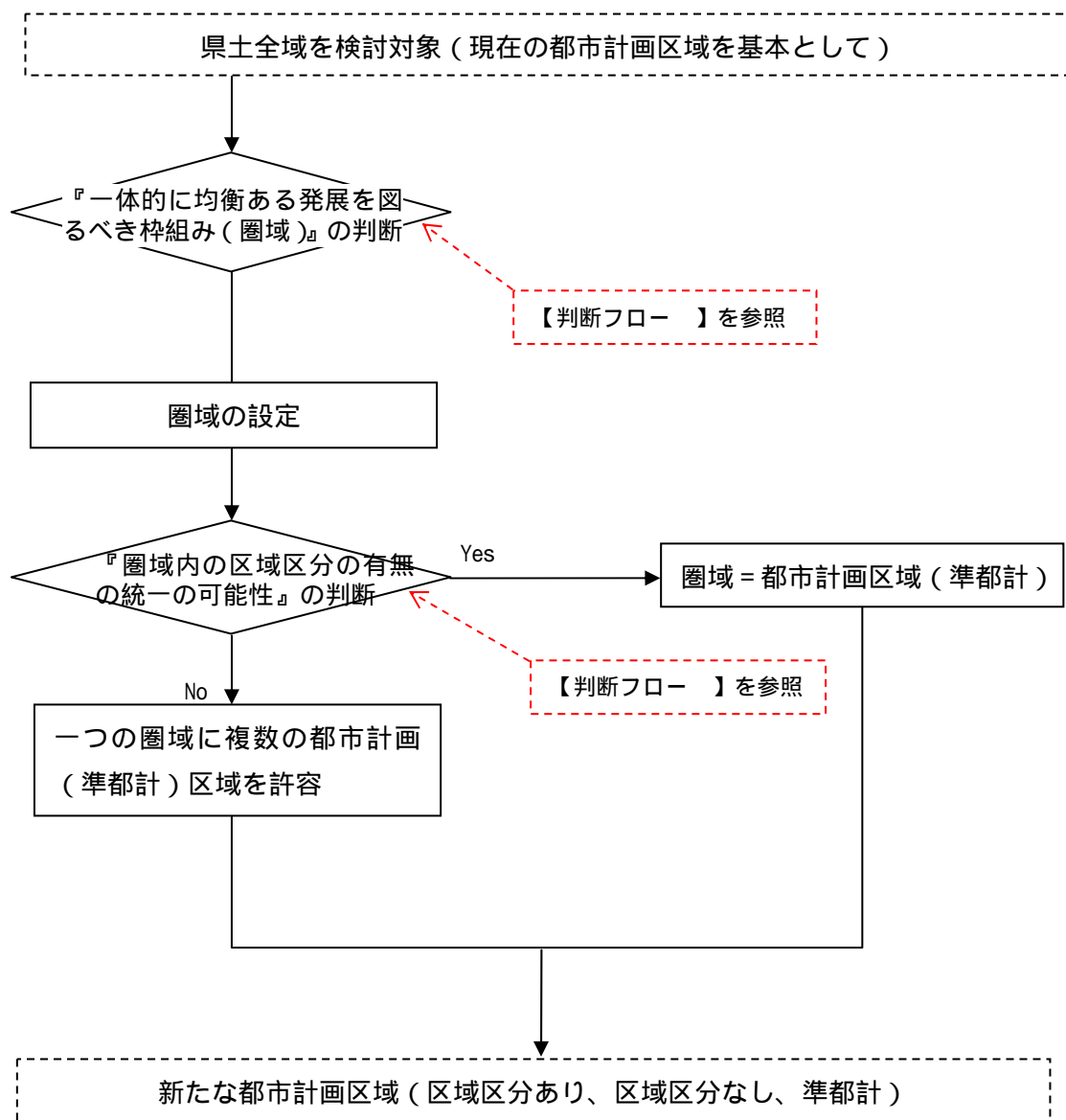
4 . 滋賀県都市計画区域再編の全体検討フロー

本県における都市計画区域の再編の流れは下図フローに基づき検討を進める。

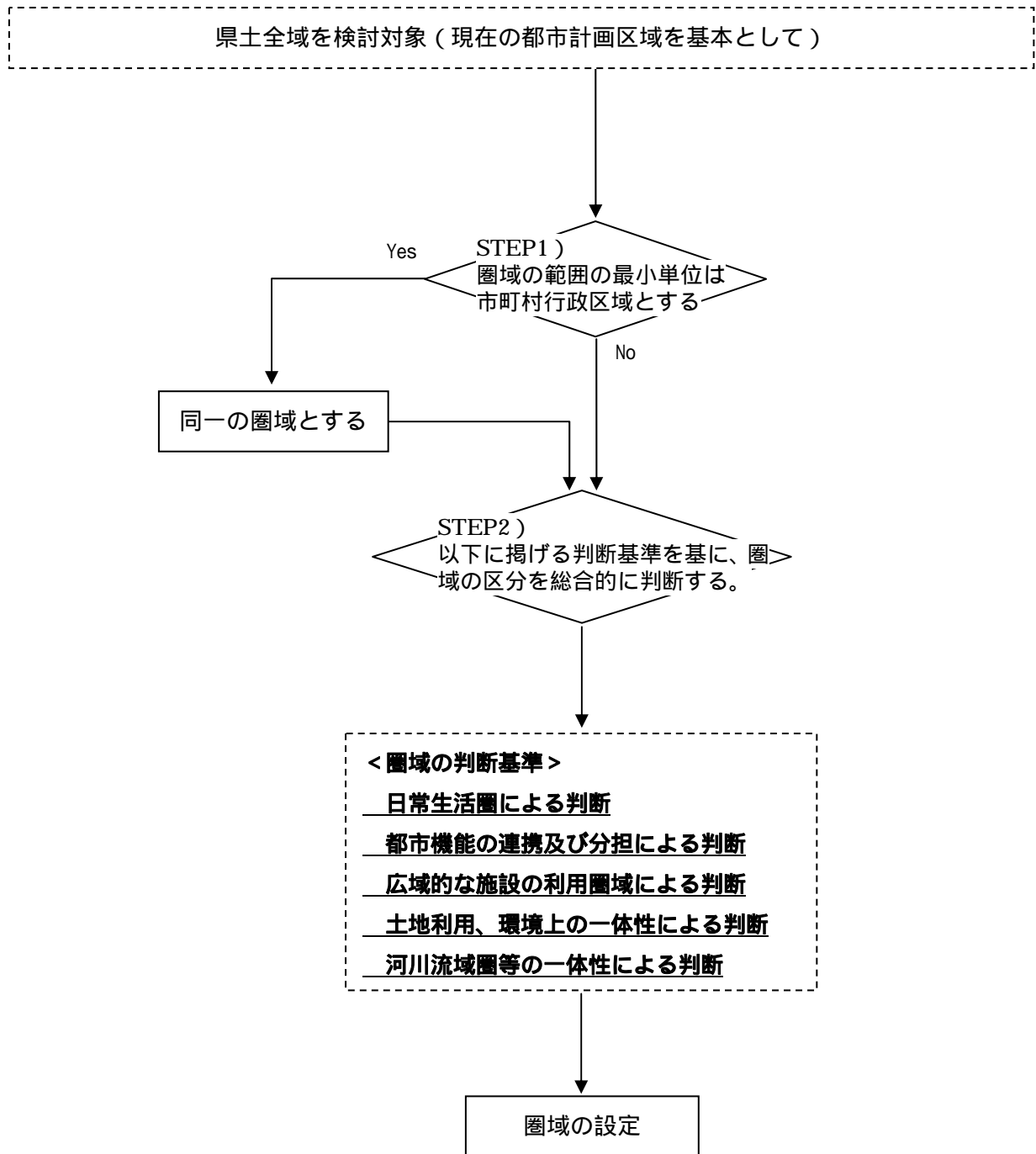
まず、県土全域を対象とし、一体的に均衡ある発展を図っていくべき枠組み（本指針ではこれを「圏域」と呼ぶ）を設定する【判断フロー】。そして、圏域又は都市計画区域ごとに区域区分の有無の統一が妥当かどうかの判断【判断フロー】を行い、その結果を踏まえ、新たな都市計画区域の設定を検討するものとする。

なお、本指針の運用に当たっては、別途運用の手引きにより検討するものとする。

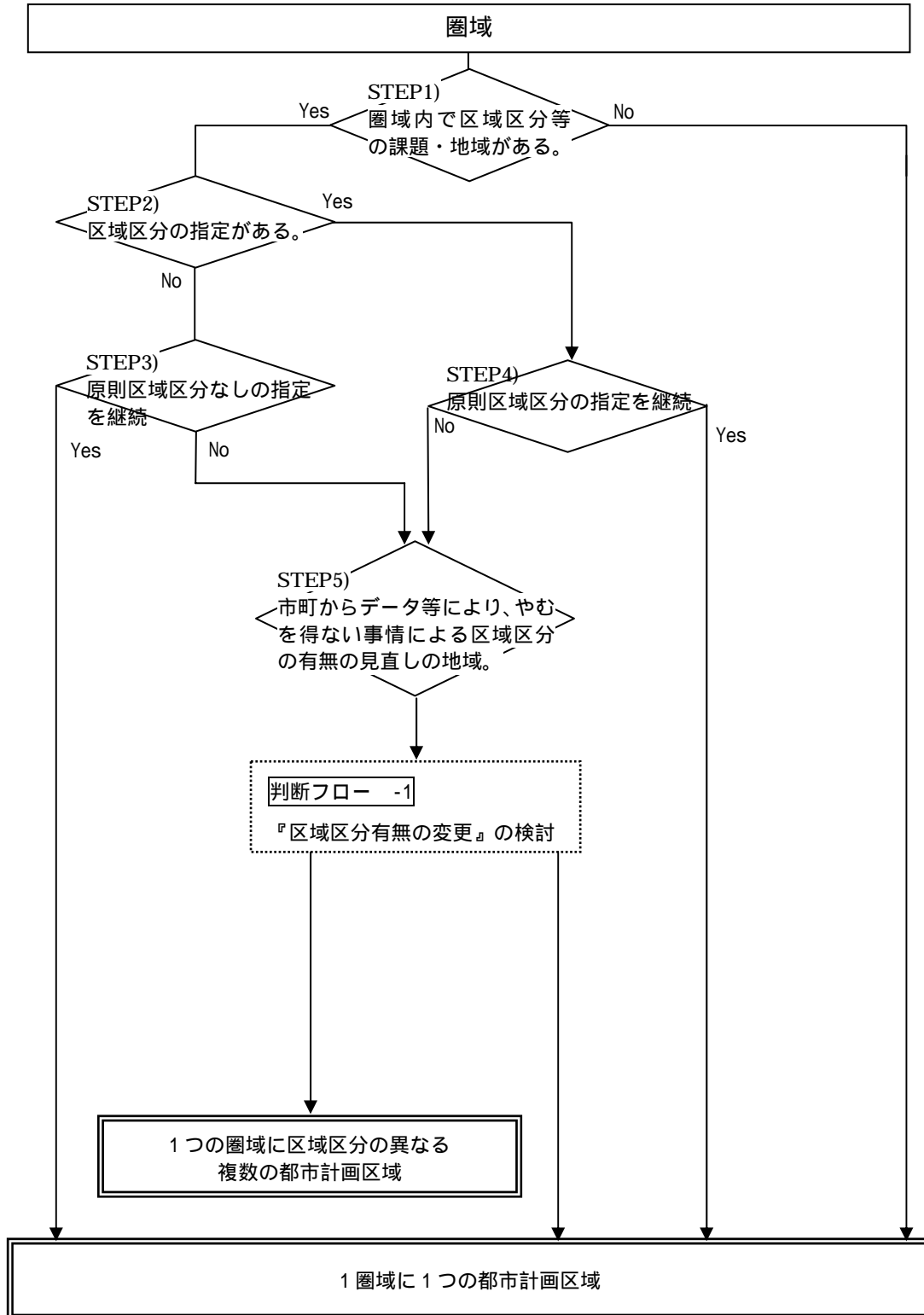
【滋賀県都市計画区域再編の全体検討フロー】



【判断フロー】: 『一体的に均衡ある発展を図るべき枠組み(圏域)』の判断フロー



【判断フロー】: 『圏域内の区域区分の有無の統一の可能性』の判断フロー



【判断フロー -1】『区域区分有無の変更』の判断フロー

